

答 申 書

飯塚市暴走族追放運動推進協議会

平成19年10月31日

平成19年10月31日

飯塚市長 齊藤守史 様

飯塚市暴走族追放運動推進協議会
会長 久保常次

平成19年8月8日、貴職から諮問を受けました「暴走族追放運動の推進」について、飯塚市暴走族追放運動推進協議会において、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

— 答 申 —

1. 広報啓発活動の強化について

- (1) 市の広報誌及びのぼり旗やパンフレット等の啓発物等を活用することにより、暴走族追放に向けた住民への広報啓発活動を強化すること。
- (2) マスコミ等との連携を図った啓発活動を推進すること。

2. 市の体制の整備について

関係各課の連携を図り、暴走族追放運動への体制整備を推進すること。

3. 学校における取り組みについて

- (1) 市内の小中高等学校において、暴走族追放をテーマとした非行防止学習の実施を推進すること。
- (2) 市内の小中高等学校の PTA と連携を取り、暴走族追放の取り組みを推進すること。

4. 地域及び関係団体への協力要請について

- (1) 地域・関係団体が一丸となった暴走族追放の取り組みを推進していくこと。
- (2) 暴走族情報の110番通報の励行を周知徹底すること。

5. あおり行為抑制について

- (1) あおり行為に関わる野次馬について、警察の協力のもと市、関係団体並びに地域住民が連携して、現地でい集させない取り組みを推進する

こと。

(2) 現条例には規定されていない「あおり行為禁止事項」について他自治体の情勢も勘案しつつ検討すること。

6. **事業者等へのはたらきかけについて**

各事業者等へ暴走族追放運動への積極的参加を促すこと。

7. **重点地域の指定について**

暴走族と野次馬のい集が見られる地域について、重点地域の指定を検討すること。

— 附帯意見・要望 —

本協議会では、次のとおり委員の意見及び要望を附記しますので、今後の計画等実施にあたっては十分な配慮を求めます。

1. 広報啓発活動を強化すること

- (1) 市の広報誌へ「暴走行為はしない、させない、見に行かない」をスローガンとして暴走族追放の啓発文を掲載する。
- (2) 啓発チラシの隣組回覧を自治会へお願いする。
- (3) 暴走族追放の のぼり旗、ポスター、ステッカーの作成配布。
- (4) マスコミの協力を得た啓発活動の実施。

2. 市の体制の整備を図ること

市関係各課の連携を図り、市として取り組む体制を整備する。

3. 学校における取り組みを強化すること

- (1) 市内小中学校における取り組み
 - ① 飯塚警察署の協力のもと市内全中学校において、「暴走行為はしない、させない、見に行かない」をテーマにした非行防止学習を実施する。実施においては、特別活動の時間を中核とし、道徳や総合的な学習の時間において学習の深化・統合を図る。また、市内各小学校においても同様の取り組みを可能な限り実施する。
 - ② 学校からの広報等を通じて家庭や地域社会に対して「暴走行為はしない、させない、見に行かない」の趣旨の周知を図る。
 - ③ 校長のリーダーシップのもと生徒指導主事（生徒指導担当者）が中心となり、全職員が共通理解をもって「暴走行為はしない、させない、見に行かない」の指導を積極的に推進する。
- (2) 市内各高等学校についても上記の取り組みを要請する。
- (3) 市内各小中高等学校の PTA 総会や懇談会を利用し、家庭での暴走族追放の取り組みを要請する。

4. 地域及び関係団体への協力要請を図ること

- (1) 関係者（行政・警察・学校・PTA）と自治会をはじめ地域内の各種活動団体との連携による暴走族追放の組織作りを推進する。
- (2) 騒音被害地域はもとより、それ以外の地域においても暴走族の情報に

については、「見たら、聞いたら110番」通報の励行を地域住民に呼びかけるよう自治会及び関係団体をお願いする。

5. あおり行為抑制を図ること

- (1) 児童・生徒を含む青少年の夜間補導活動を飯塚市少年相談センター、飯塚市青少年健全育成会連絡協議会、学校警察連絡協議会等関係団体と地域住民と連携を図り推進する。
- (2) 成年者の野次馬に対して、声かけ等の強化のため、飯塚警察署に支援を要請する。

※今後の検討課題

あおり行為抑制の策として、現在一部の自治体では、「あおり行為禁止事項」を規定した条例を制定し、中には罰則を付けたところもあります。当市は現条例に「あおり行為禁止事項」が規定されていないので、その条項を新たに定める方向で検討する。

6. 事業者等へのはたらきかけを図ること

- (1) 各事業者等へ暴走族へのサービスの供給を絶つ旨の要請を行い、暴走族追放運動の積極的参加を促す。
 - ① 自動車等の部品の販売を業とする者に、暴走行為を助長する部品の販売をしないよう助言指導する。
 - ② 自動車等の燃料の販売を業とする者に、明らかに暴走族の車両と思料される場合には、燃料の販売をしないよう助言指導する。
 - ③ 衣服等への刺しゅう又は販売を業とする者に、暴走行為若しくは暴走族に関する表示を刺しゅうし、又は暴走行為若しくは暴走族に関する表示を刺しゅうした衣服を販売しないよう助言指導する。
 - ④ 暴走族が常習的に集合する駐車場、空き地等を管理する者に、暴走族を集合させないための措置を講じるよう助言指導する。

7. 重点地域の指定について

国道200号線の枝国北交差点から西町交差点付近で暴走族と野次馬のい集が見られることから、本地域を重点地域として指定することを検討すること。

飯塚市暴走族追放運動推進協議会

会	長	久	保	常	次
副	会	長	野見山	靖	文
委	員	浅	井	勝	司
委	員	河	野	國	雄
委	員	後	藤	久磨	生
委	員	井	上	有比	古
委	員	小	坪	正	美
委	員	品	原		悟
委	員	上	野	鉄	磨
委	員	江	藤	洋	八
委	員	綾	部	脩	二郎

